柏崎市管理不全空家等及び特定空家等認定基準・対応要領

令和5年(2023年) 3月23日策定 令和5年(2023年) 12月13日一部改正 令和6年(2024年) 4月 1日一部改正 令和7年(2025年) 9月24日一部改正

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法第127号。以下「法」という。)並びに空家等の適正な管理に関する条例(平成28年条例第11号。以下「条例」という。)第5条及び同条例施行規則(平成28年規則第65号。以下「規則」という。)第4条の規定による管理不全空家等及び特定空家等の認定に係る基準並びに法、条例及び規則に係る対応について、次のとおり定める。

第 1 調査対象空家等

市民等から苦情又は相談を受けた空家等及び他の調査により確知した空家等とする。

第2 報告された空家等の現地調査等

- (1) 報告を受け付けた日から原則10日以内に当該空き家を現地調査する。なお、調査は必ず複数名で行うこととし、必要に応じて報告者に立会いを依頼する。
- (2) 調査は、別紙1「空き家等現地調査票」により行うものとし、『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)第2章「(1)管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準」』に掲げられる項目等についての合致状況を評価する。
- (3) 立入調査の必要がある場合には、所有者等調査を完了させた後、法第9条による事前 通知及び証明書の携帯、提示を行い、実施することとする。ただし、次のいずれかに該 当する場合は、法第9条第3項ただし書に該当するとみなし、事前通知を省略すること ができるものとする。
 - ア 所有者等調査によっても所有者がなお不明なとき。
 - イ 所有者等調査で所有者が既に死亡しており、その相続人が複数人いるとき。
- (4) 所有者等が変更となったことを確認した場合又は条例第9条に基づく緊急安全措置を とる場合は、法第9条第2項に基づく当該空家等に関する事項に関し報告を求めること ができるものとする。

第3 所有者等調査等(詳細は別途マニュアルにより規定)

現地調査終了後、所有者等を把握するための調査を速やかに行う。

なお、「空き家(おおむね1年程度の利用実績が無いこと等)」について不明瞭な場合は、周辺住民及び町内会長等に対し、聞き取り調査を行う。

【主な調査】

- ア 固定資産税情報の所有者、納税義務者等の調査(税務課) ※相続放棄申述の有無確認を含む。
- イ 不動産登記簿情報調査(柏崎地方法務局)

第4 空き家等現地調査票による調査結果に基づく認定及び対応

条例第5条に規定する認定は、空き家等現地調査票による評価結果に基づき、行うものとする。ただし、所有者等調査により相続人が不存在であることが確認された事案については、規則第4条第2項の規定に基づく認定通知書の送付等は行わない。

なお、認定後において、条例第10条に基づく緊急安全措置、法第22条第9項に基づく行政代執行、法第22条第10項に基づく略式代執行又は法第22条第11項に基づく緊急代執行を行うことが将来的に必要と判断される事案については、条例第8条第10項第2号に規定する管理不全空家等及び特定空家等審議会(以下「審議会」という。)に対する諮問等の対応を行うこととする。ただし、各措置について緊急的に実施する必要がある場合は、審議会への諮問を省略し、実施後において報告するものとする。

(1) 特定空家等の認定及び対応

ア認定

調査票中「B.特定空家等候補」に該当項目があり、かつ、「周囲への危険性があるもの $(H \ge L)$ 」が充足した場合に認定する。ただし、災害等の事情により、条例第10条に基づく緊急安全措置を行う必要があると認められる事案が確認できた場合は、認定できるものとする。

イ 対応

認定できる事案を確認した場合、法第12条に基づく注意喚起文書(適正管理依頼文書)を送付するものとし、その後の改善がなされない場合は、規則第4条第2項に基づく認定通知書及び規則第5条に基づく特定空家等助言・指導書を送付するとともに、規則第6条第1項に規定する意見陳述機会付与通知書を送付する。あわせて、認定後に開催する審議会において認定について報告する。

(2) 管理不全空家等の認定及び対応

ア認定

調査票中「A.管理不全空家等」に該当がある場合、又は「B.特定空家等候補」に該当項目があるものの「周囲への危険性があるもの($H \ge L$)」を充足しない場合に認定する。

イ 対応

認定できる事案を確認した場合、法第12条に基づく注意喚起文書(適正管理依頼文書)を送付するものとし、その後の改善がなされない場合は、規則第4条第2項に基づく認定通知書及び規則第5条に基づく管理不全空家等指導書を送付するとともに、規則第6条第1項に規定する意見陳述機会付与通知書を送付する。あわせて、認定後に開催する審議会において認定について報告する。

(3) 注意喚起対象空き家((1)又は(2)に該当しない場合)

前(1)又は(2)に該当しない場合は、法第12条に基づく注意喚起文書(適正管理依頼文書)を送付するものとする。

第5 特定空家等及び管理不全空家等に係る認定後の対応

(1) 管理不全空家等指導書及び特定空家等助言・指導書送付後の対応

- ア 勧告(法第13条第2項及び法第22条第2項)実施の諮問に係る判断基準 管理不全空家等指導書、特定空家等助言・指導書及び意見陳述機会付与通知書並び に意見陳述書の内容等に基づく総合的な判断により、審議会に諮問する。
- イ 勧告書(法第13条第2項及び法第22条第2項)送付 審議会への諮問を経て、勧告発出に係る市長に対する答申を受けた場合は、規則第7 条の規定に基づく勧告書を送付する。あわせて、税務課に対し、勧告書を送付した旨の

ウ 命令(法第22条第3項)発出の諮問に係る判断基準 別紙2「特定空家等命令発出基準」により判断し、審議会に対し、命令発出について 諮問する。

エ 命令に係る事前の通知(法第22条第4項) 審議会への諮問を経て、命令発出に係る市長に対する答申を受けた場合は、規則第9 条の規定に基づく命令に係る事前の通知書を送付する。

才 命令書(法第22条第3項)

事務連絡を行う。

命令に係る事前の通知を行った所有者等の反応(命令前意見書の提出又は公開意見聴 取請求(法第22条第5項))を踏まえ、命令発出を行う必要がないと客観的かつ合理的 な判断ができる場合を除き、規則第8条第1項の規定に基づく命令書を送付する。

カ 氏名等の公表(条例第9条)

命令を受けた者が、当該命令に従わなかった場合は、規則第15条第2項の規定に基づき氏名等の公表に係る意見陳述機会付与通知書を送付し、氏名等の公表の必要がないと客観的かつ合理的な判断ができる場合を除き、氏名等を公表する。

なお、氏名等の公表に係る公表の方法及び範囲等は、別表のとおりとする。

キ 過料事件通知(条例第13条第1項及び同条第2項)

命令を受けた者が、法第22条第3項に規定する命令に違反した場合並びに法第9条 第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入 調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、規則第17条の規定に基づく過料事件通知 書により裁判所へ通知するものとする。

(2) 認定の翌年度以降における対応

本認定基準・対応要領「第2 報告された空き家等の現地調査等」及び「第3 所有者等調査等(詳細は別途マニュアルにより規定)」に規定する調査を実施するとともに、勧告書又は命令書を再送する。

ただし、所有者等調査の結果により、所有者等が変更となったことを確知した場合は、 認定通知書及び管理不全空家等指導書又は特定空家等助言・指導書の送付から改めて行う。

(3) 管理不全空家等指導書及び特定空家等助言・指導書に基づく所有者等による対応確認後の対応

規則第4条第3項の規定に基づく認定取消通知書を送付する。この場合において、勧告を実施していた空家等に係る認定取消通知書を送付するときは、税務課に対し認定を取り消した旨の事務連絡を行う。あわせて、認定取消後に開催する審議会において報告するものとする。

(4) 行政代執行、略式代執行又は緊急代執行実施に係る検討 調査票に基づく合計点を参考にするとともに、周辺環境との関係性、危険度等を総合的 に勘案した上で検討し、実施に際しては、審議会に諮問することとする。ただし、緊急代執行(法第22条第11項)を行う必要があると市長が認めた場合は、審議会への諮問を省略することができる。

第6 空家等に関する問合せがあった場合の対応

管理不全空家等指導書、特定空家等助言・指導書及び注意喚起文書(適正管理依頼文書)等を発出した事実のみを伝達することとし、その他の情報については伝達してはならない。また、相続人の不存在が確認された事案についても、その事実を伝達してはならない。ただし、所有者等からの書面による情報公開に係る同意がある場合は、この限りでない。

第7 基準の変更

本基準・対応要領に変更の必要があると認めるときは、審議会へ諮問するとともに、 その答申に基づき変更するものとする。

別表

氏名等の公表に係る公表の方法及び範囲等

方 法	範囲	期間
標識	条例第9条第1項第1号	命令が
(当該特定空家等敷地内)	から第4号に掲げる事項	解かれるまで
柏崎市掲示場	条例第9条第1項第1号	3 か月
(市役所敷地内)	から第4号に掲げる事項	
	条例第9条第1項第3号	命令発出後1か
柏崎市ホームページ	及び第4号に掲げる事項	月を経過する日
		まで

空き家等現地調査票

所在地	柏崎市
中学校区名	中学校区
町内会名	町内会

調査日	評価·理由	調査者						
1								
2								
3								
4								
(S)								

▶空き家物件情報

建物の用途	建物の構造	全景写真
生物の用述		土泉分吳
	·木造	
	・鉄骨造 ・RC造	
()	·その他 ()	
	一部(〇)造	
【附属施設】	建物の階数	
有·無		
作業所	階建て	
車庫	屋根	
物置·倉庫	瓦葺き	
その他(一部	

屋根の例:「茅・草ぶき」、「瓦葺き」、「セメント瓦葺き」、「金属・鋼板葺き」、「陸屋根」

正氏ののこの「もで」、10年では、100年では、1年間の10年には、11年に氏
不良箇所の状況・現場特記事項

		不良篋	所の点数の合	
別紙1:	○点/100点中	別紙2~4:	○点/70点中	合計: 〇点/170点中

▶空き家の周辺の状況

	調査項目	該当(の有無	現況	その他特記事項					
	小中学校·保育園等	無	有	隣接						
	小中学校の通学路	無	有	面している						
周辺への	道路	無	有	面している	市道·県道·国道	号線				
影響	建物の密集状況※	無	有	高						
	上記以外の									
	特記事項									

※当該建物外壁から約4m以内に隣接する建物が2棟以上ある

ガイドライン別紙1:そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

- -「B」に該当項目があり、かつ「(H≧L)」に該当した場合、特定空家等へ認定する。
 ※「B」に該当項目があるものの、「H≧L」を充足しない場合は、「管理不全空家等」として取り扱う。
 ・「建物の高さH」の数値は1階当たり4mとする。
 ・「確認不可」とは、視認ができないなどで状態の確認ができない場合を指す。

1.建築物等の倒壊

	寺の倒環	確認	該当	• *******	B.特定空家等候補				閉囲への: 5るもの		-
中分類	確認項目	不可	無し	A.管理不全空家等	(※右H≧Lを充足しない場合は管理不全	等)	道路か 隣地に〇	Н	L	該当	
	建築物の傾斜			傾斜は1/20以下(傾斜 /) ※傾斜箇所が2階以上の階のみでも同様	傾斜は1/20超(傾斜 /) ※傾斜箇所が2階以上の階のみでも同様	15点		道·隣	m	m	
(1)建築物	屋根全体の変形又は外装材の剥 落若しくは脱力			認められるが全体的でない	全体的に認められる	10点		道·隣	m	m	
(1)建築物	構造部材(基礎、柱、はりその他 の構造体力上主要部)の破損、 腐朽、蟻害、腐食等又は構造部 材同士のズレ			認められるが全体的でない	全体的に認められる	10点		道·隣	m	m	
(2)門、塀、	門、塀、屋外階段等の傾斜			認められるが、倒壊のおそれがあるほどではない	倒壊のおそれがあるほどの著しい傾斜が認 められる	5点		道・隣	В	т	
屋外階段等	構造部材の破損、腐朽、蟻害、 腐食等又は構造部材同士のズレ			構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等が認められる	全体的に認められる	5点		道·隣	m	m	
(3)立木	立木の傾斜			立木に著しい傾斜は認められないが、伐採、 補強等がなされていない	立木に倒壊のおそれがあるほどの著しい傾 斜が認められる	5点		道·隣	m	m	
(3) <u>#</u> *	立木の腐朽			立木の幹に著しい傾斜は認められないが、伐 採、補強等がなされていない	立木の幹に倒壊のおそれがあるほどの著し い傾斜が認められる	5点		道・隣	m	m	

2. 擁壁の崩壊

Z . 17# ===	CO HH MR											
中分類	確認項目	確認不可	該当 無し	A.管理不全空家等		B.特定空家等候補 (※右H≧Lを充足しない場合は管理不全空家等)			周囲への危険性があるもの (H≥L) 道路か 隣地に○ H L			認定候補
擁壁の崩壊	崩壊又は土砂の流出			ひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出し又 は変状が認められる		一部の崩壊又は著しい土砂の流出が認め られる	5点		道·隣	m	m	
	ひび割れ等の部材の劣化、水のし み出し又は変状			水抜き穴の清掃等がなされておらず、排水不 良が認められる		水のしみ出し又は変状が認められる	5点		道·隣	m	m	

3. 部材等の落下

中分類	確認項目	確認	該当	A.管理不全空家等	B.特定空家等候補		周囲をあるも		認定			
十刀無	推砂坝口	不可	無し	A.官垤个王仝豕寺		(※右H≧Lを充足しない場合は管理不全	等)	道路か 隣地に〇	Н	L	候補	
(1)外装材、	剥落又は脱落			外装材、屋根ふき材、手すり材、看板、雨 樋、給湯設備、屋上水槽等の <u>剥落又は脱</u> 落 <u>のおそれがある</u>		外装材、屋根ふき材、手すり材、看板、雨 樋、給湯設備、屋上水槽等の <u>剥落又は脱</u> 落が認められる	5点		道·隣	m	m	
屋根ふき 材、手すり 材、看板等	支持部材の破損、腐食			外壁上部の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の一部に破損又はこれらの支持部材の一部に破損、腐食が認められる		落下のおそれがあるほどの著しい外壁上部 の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存す る手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上 水槽等の破損又はこれらの <u>支持部材の破</u> 損、腐食が認められる	5点		道·隣	m	m	
	突出物の脱落			_		軒、バルコニーその他の突出物の脱落が認 められる	5点		道·隣	m	m	
(2)軒、バルコ ニーその他 の突出物	支持部分の破損、腐朽等			軒、バルコニーその他の突出物の支持 部分の破損、腐朽等が認められる。		・落下のおそれがあるほどの著しい軒、バルコ ニーその他の突出物の傾きが認められる ・落下のおそれがあるほどの著しいごれらの支 持部分の破損、腐朽等が認められる	5点		道·隣	m	m	
(3)立木の枝	立木の脱落、折れ又は腐朽			立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、 折れ又は腐朽が認められる		・大枝の脱落が認められる ・落下のおそれがあるほどの著しい立木の上 部の大枝の折れ、腐朽が認められる	5点		道·隣	m	m	

4. 部初	寺の飛取				_									
中分類	確認項目	確認	1 人 安伊太仝公家美			B.特定空家等候補				周囲への危険性が あるもの(H≥L)				
11757	PEDU-XII	不可	無し	N.EATTENT		(※右H≧Lを充足しない場合は管理不全空家等)				Н	L	候補		
(1)屋根ふき 材、外装 材、看板等	飛散			屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損 又はこれらの支持部材の破損、腐食等が認 められる。		・屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の <u>剥</u> <u>落又は脱落が認められる</u> ・ <u>飛散のおそれがあるほどの著しい</u> 屋根ふき 材、外装材、看板、雨樋等の破損又はこ れらの支持部材の <u>破損、腐食等が認められ</u> <u>る</u>	5点		道·隣	m	m			
(2)立木の枝	立木の大枝			大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又 は腐朽が認められる		・大枝の飛散が認められる・飛散のおそれがあるほどの著しい大枝の折れては腐朽が認められる	5点		道・隣	m	m			

ガイドライン別紙2:そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

1.石綿の	飛散								(#) (#) (#)		74-4N	
中分類	確認項目	確認 不可	該当無し	A.管理不全空家等		B.特定空家等候補 (※右H≧Lを充足しない場合は管理不全空家等)				の危 勝 の (H H		認定候補
石綿の飛散	石綿の飛散につながるもの			吹付け石綿の <u>周囲の外装材又は石綿使用部 材の破損等</u> が認められる		・	10点		道·隣	m	m	
2.健康被	害の誘発		=						-			
中分類	確認項目	確認不可		A.管理不全空家等	B.特定空家等候補 (※右H≧Lを充足しない場合は管理不全空家等)				の危 勝 の (H H		認定候補	
(1)汚水等	排水設備等(浄化槽を含む)及び汚水によるもの			排水設備の破損等が認められる		・排水設備等から汚水の流出が認められる ・汚水等の流出のおそれがあるほどの著しい排水 設備の破損等が認められる	5点		道·隣	m	m	
(2)害虫等	書虫等によるもの			清掃等がなされておらず、常態的な水たまりや多量の腐敗したごみ等が敷地内に認められる		・敷地等から著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫 等の発生が認められる ・ 著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生のお それがあるほど敷地等の状態的な水たまり、多数 の腐敗したごみ等が認められるもの	5点		道·隣	m	m	
		_			_							

ガイドライン別紙3:適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

中分類	確認項目	確認不可	 A.管理不全空家等	B.特定空家等候補 (※右H≥Lを充足しない場合は管理不全空家等)			の危険 の(H H		認定候補	
景観悪化	景観悪化につながるもの		・補修等がなされておらず、屋根ふさ材、外装材、看板等の色褪せ、破損又は汚損が認められるもの ・清掃等がなされておらず、散乱し、又は山積したごみ等が敷地等に認められるもの	・屋根ふき材、外装材、看板等の著しい色褪せ、破損又は汚損が認められるもの・・著しく散乱し、または山積しているごみ等が認められるもの	5点		道•隣	m	Е	

ガイドライン別紙4:その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

		The ED SAW						単への た 5もの				
中分類	類 確認項目 確認 該当 A.管理不全空家等 無し (※		B.特定空家等候補 (※右H≧Lを充足しない場合は管理不全空家等)			道路か隣地に	Н	L	該計			
(1)汚水等によ る悪臭の発生	汚水等による悪臭の発生につながるもの			・排水設備(浄化槽を含む。)の破損等又は 封水切れが認められる ・駆除、清掃等がなされておらず、常態的な動物 の棲みつき又は多量の腐敗したごみ等が敷地等 に認められる状態		別が小坂間 (押し信を書も。) のか小寺による 悪臭の発生が認められる ・悪臭の恐れがあるほどの著しい排水設備 (浄 化着を含む。) の破損が認められる ・敷地等の動物の養尿等又は腐敗したごみとう による悪臭の発生が認められる ・悪臭の発生が認められる ・悪臭の発生のおそれがあるほどの著し、敷地等 の動物の糞尿等又は多量の腐敗したごみ等が ジルられる	5点		道·隣	m	m	
(2)不法侵入の 発生	不法侵入の発生につながるもの			・開口部等の破損が認められる		・不法侵入の形跡が認められる ・不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開 口部等の破損等が認められる	5点		道·隣	m	m	
(3)落雪による 通行障害の発 生	落雪による通行障害の発生につながるもの			・通常の雪下ろしがなされていないごとが認められる ・雪止めの破損等が認められる		・頻繁な落雪の形跡が認められる ・落下した場合に歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい屋根等の堆雪又は雪庇が認められる ・落雪のおそれがあるほどの著しい雪止めの破損等	10点		道·隣	m	m	
(4)立木等によ る破損・通行 障害等の発生	立木等による破損・通行障害等の発生につながるもの			・立木の枝の剪定等がなされておらず、立木の枝 等のはみ出しが認めれれる		・周囲の建築物の破損又は歩行者等の通行の 妨げ等のおそれがあるほどの著しい立木の枝等の はみ出しが認められる	10点		道·隣	m	m	
(5)動物等による騒音の発生	動物等による騒音の発生につながるもの			・駆除等がなされておらず、常態的な動物の棲み つき等が敷地等に認められる		・著しい頻度又は音量の鳴き声を発生する動物 の敷地等への棲みつき等が認められる	5点		道·隣	m	m	
(6)動物等の侵 入等の発生	動物等の侵入等の発生につながるもの			・駆除等がなされておらず、常態的な動物等の 棲みつきが敷地等に認められる		・周辺への侵入等が認められる動物等の敷地等 への棲みつきが認められる	5点		道·隣	m	m	

特定空家等命令発出基準

法第22条第2項の規定に基づく勧告を実施している特定空家等のうち、法第22条第3項の規定に基づき、勧告に係る措置を講ずることを命ずる指標として、次のとおり判断基準を定める。

1 方針

勧告による対応措置が講じられることがないことによる社会的影響を考慮した上で判断するものとし、別紙1「空家等現地調査票」のうち「ガイドライン別紙1:そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」に該当項目があり、かつ、「2 各基準」の各号のいずれにも該当する場合において、審議会に対し、命令発出について諮問する。

2 各基準

- (1) 敷地外への影響度が大きいこと (ア又はイのいずれかに該当した場合、本基準を充足したものとする。)
 - ア 建築物等の損傷箇所が一般通行道路に面する位置にあり、傾斜、崩落、落下等により、通行人又は通行車両へ危害が及ぶことが切迫している状態である場合

【具体的例示】

- ・建築物本体、ブロック塀等の附属する工作物が道路側に著しく傾斜している。
- ・道路に面した外壁又は屋根部材が著しく腐食しており、一度に大量の落下又は飛散 するおそれがある。
- イ 隣地の建築物若しくはこれに附属する工作物へ著しい損害を与えた、又は住人へ直 接危害を与えることが切迫している状態である場合

【具体的例示】

- ・隣地に面する建築物の外壁等が崩落し、隣地の建築物の屋根、壁面等を大きく損傷 している。
- ・隣地に面する建築物の損壊、傾斜が著しく、そのまま放置すれば倒壊等により隣地 の建築物の窓等を突き破り、隣地住人への危害が明確に予見できる。
- (2) 名宛人による自主的解決の見込みがないこと (アからエまでのいずれかに該当した場合、本基準を充足したものとする。)
 - ア 正当な理由がなく、是正を拒否するような発言又は書面における記載内容がある場合

【具体的例示】

- ・「お金がない」、「危険だと思えない」、「先にほかの空家等を指導してほしい」等の発 言がある。
- ※ 日を変えて確認(文書送付、架電等)を行い、意思が変わらないこと又は反応がないことを3回程度確認し、記録に残すこと。また、ほかの空家等を引き合いにす

る場合、それは理由にならないことを丁寧かつ明確に伝達しておくこと。

イ 勧告書の受領又は到達が確認できるが、一切の連絡がない場合

【具体的例示】

- ・郵便(特定記録郵便での郵送)の到達を確認した上で、期限を過ぎても状態に改善が認められず、かつ、連絡が一切ない。
- ウ 勧告書の受取を拒否した場合

【具体的例示】

- ・受取を拒否する旨の文書等を貼付し、市へ郵送等により返送した。
- ・郵便としては到達したものの、市窓口へ受取を拒否するとして持参した。
- エ 是正する旨の回答を受けているものの、当該特定空家等の状態が一向に是正されない場合

【具体的例示】

・切迫した危険箇所への対処がなされず、かつ、是正に係る措置に着手されない状況 が3か月程度継続している。

3 その他 (参考)

空き家等現地調査票における分類及び対応表

調査票該当項目	勧告	命令
ガイドライン別紙1項目該当	審議会に諮問の上、発出	審議会に諮問の上、発出
そのまま放置すれば倒壊等著し		
く保安上危険となるおそれのあ		
る状態		
ガイドライン別紙2項目該当	審議会に諮問の上、発出	対象外
そのまま放置すれば著しく衛生		
上有害となるおそれのある状態		
ガイドライン別紙3項目該当	審議会に諮問の上、発出	対象外
適切な管理が行われていないこ		
とにより著しく景観を損なって		
いる状態		
ガイドライン別紙4項目該当	審議会に諮問の上、発出	対象外
その他周辺の生活環境の保全を		
図るために放置することが不適		
切である状態		

※市長が認める場合は、審議会への諮問を省略して発出する等この限りでない。